

社会資本整備審議会河川分科会（第65回）

令和5年7月28日

【総務課長】 ウェブの関係の確認で、定刻を少し過ぎてしまいましたけれども、ただいまより第65回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。

事務局を務めます水管理・国土保全局総務課長の笠谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の河川分科会は、会場及びウェブ会議による開催としております。委員の皆様におかれましては、ウェブ併用での開催に御協力いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議は公開にて行います。報道関係者及び一般の方には、この会議の様子を別回線のウェブ上で傍聴していただいております。

会議開催に先立ちまして、ウェブ参加の委員の方々のため、ウェブ会議システムの使用方法を簡潔に御説明いたします。会議中は、発言時以外は音声をオフとしてください。資料説明の際は、事務局より説明資料を画面に配信いたします。発言の際は、本システムの挙手機能により挙手いただいて、小池分科会長から指名された後に、音声をオンにして御発言いただきますようお願いいたします。発言後には挙手マークの解除と音声のオフをお願いいたします。

それでは、委員の紹介をいたします。小池分科会長、沖委員、佐々木委員におかれましては、国土交通省の会場にお越しいただいております。石田委員、楓委員、越塚委員、佐藤委員、田中委員、中埜委員、中村委員、藤沢委員はウェブで御参加いただいております。戸田委員はちょっと遅れているようですが、ウェブでの参加の御予定です。また、中北委員は御都合により途中からウェブで御参加いただくという御連絡を受けております。

このほか、関係府県である静岡県、兵庫県及び愛媛県の各知事の代理の方にも御出席いただいております。また、京都府の方、まだつながっていないようですが、後ほどつながると思います。

なお、秋田委員、今村委員、小林委員、清水委員、高村委員、野口委員は、御都合により欠席されております。

本日の委員の出席状況でございますが、河川分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることを御報告申し上げます。

事務局は、水管理・国土保全局長、次長、部長、官房審議官、水局の担当課長が会場及び

ウェブにて出席しております。

会議の開催に当たりまして、水管理・国土保全局長の廣瀬より御挨拶を申し上げます。

【局長】 おはようございます。水管理・国土保全局長を7月4日から拝命しております廣瀬と申します。

小池分科会長はじめ、暑い中、沖委員、佐々木委員にはこちらにお越しいただき、他の委員の方はウェブで参加いただきまして、本当にありがとうございます。猛暑日の記録を更新していますが、温暖化の影響かはともかくとしても、やはり気象が荒ぶっているという状況はいろいろな面で現れているのかなと思っております。

前職、関東地方整備局長でございましたが、関東地方でも6月上旬には、荒川と江戸川の間を流れている中川、綾瀬川が氾濫危険水位に到達するという事で非常に緊張し、小貝川でも内水がはけなくなったという現象がございました。それ以前も、線状降水帯情報が広範囲に出て、和歌山、豊橋等で被害が発生しましたし、着任させていただいてからも、九州と山口で、さらに秋田で被害がありました。

秋田の雨は、線状降水帯情報等は発出されていなくて、時間雨量は30ミリぐらいですが、総雨量は秋田市周辺で記録を更新しているという状況でした。線状降水帯が8回出ている九州北部と線状降水帯情報は出ないが総雨量が記録を更新している秋田、狭い日本で、同じ前線性でも、これだけ違うのだなということを改めて強く認識したところでございます。

御存じいただいているとおり、流域治水という取組を全員野球でやろうということで進めさせていただいてございまして、その取組が各地で少しずつ浸透しているところではなかなかなと思っています。特定都市河川法等、関連法制を改正して、その実装をより進めていく一方で、今日この分科会では、それを支える、法律に基づく様々な事項を御審議いただきたいと思っております。流域治水の屋台骨として、この分科会でご審議いただいている事項が非常に重要だと認識しておりますので、本日も忌憚のない御意見を頂戴できればと思っております。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

【総務課長】 委員の皆様には、事前に資料をデータで送付しております。本日の審議事項は3件ございます。「狩野川水系、由良川水系及び肱川水系に係る河川整備基本方針の変更について」が資料1から資料5、「河川法第4条第1項の一級河川の指定等について」が資料6、「北海道、福島県、東京都及び岐阜県における津波浸水想定の設定・変更について」が資料7でございます。また、報告事項として、「河川敷地の更なる民間活用について」、資

料8を配付しております。御確認をお願いいたします。資料の過不足などございましたら、また後ほどでも結構ですので、お知らせください。

それでは、今後の進行を、小池分科会長、よろしくをお願いいたします。

【小池分科会長】 委員の皆様には、御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。今御紹介ありましたように、議事内容が今日はたくさんございますので、どうぞ審議の潤滑な運営に御協力をお願いしたいと思います。

最初の審議事項は、狩野川水系、由良川水系及び肱川水系に係る河川整備基本方針の変更についてでございます。これは、国土交通大臣から社会資本整備審議会長に付議され、同会長から河川分科会長に付託されたものであります。これを受けまして、河川分科会として、効率的かつ密度の濃い審議を行うことが必要と判断し、河川分科会運営規則第1条第1項に基づき、当分科会に設置されております河川整備基本方針検討小委員会に付託し、御審議をいただきました。

初めに、事務局から審議事項の概要等を説明し、その後、小委員会での審議経過及び結果につきまして、この小委員会の委員長であります私から報告させていただきます。

それでは、まず事務局から説明をお願いいたします。

【河川計画課長】 それでは、資料1に基づきまして、まず河川整備基本方針、河川整備の長期計画の変更の考え方の、主に変更点について御説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして、1ページ、2ページ、気候変動を踏まえた計画の見直しということで、今後、気候変動シナリオ、2度上昇を目標として、河川整備の計画をつくるということを考えてございます。

施策としては、5ページ、流域治水対策、あらゆる関係者の協力を得て、水災害を軽減させていく取組を進めようということですが、その主翼の一つでございます河川整備につきましても、気候変動の考え方を取り入れようというもので、7ページを御覧いただきますと、いわゆる河川で対応する分、河道あるいは洪水調節施設、基本高水と呼んでございますが、このピーク流量の設定をもって河川整備の長期計画をつくるわけですが、その上のほうに緑のところがございますが、流域の対策等も進めて、安全性をさらに高めていこうという考え方になってございます。

それと、これまでどちらかというと気候変動の影響を踏まえた流量の設定について、いろいろな考え方を取りまとめてまいりました。資料1は、今まで方針の見直しを進めた、いわゆるリビングドキュメントと申し上げてございますが、基本的な考え方を取りまとめた資

料でございます。いろいろ議論があるたびに追加してございますが、今回、19・20・21ページ、整備の手段につきまして分かりやすく整理をさせていただいたということでございまして、河川整備のストックの観点から維持管理等も考えますと、やはり大規模に一部引堤をするだとか、河道掘削をする、遊水地をつくるようなこともしっかり考えてまいりますし、20ページにございますが、既存施設を徹底的に有効活用すること、それから21ページにございますが、今後の技術進展なんかも見据えまして、様々な方策も考えていくというものを追加させていただいてございます。

それから、22ページになりますけれども、被害を減少させる対策、このようなものについても取りまとめをさせていただいた上で、23ページでございますが、多段型のリスクを提供する水害リスクマップと呼んでございますが、まちづくり等でも活用いただけるような、いろいろな安全度の洪水が来たときのリスクを示す浸水想定図をオープンデータとして提供するだけじゃなくて、それらをさらに分かりやすく見せるというようなことで、例えばということですが、右側にありますように、床上浸水の頻度ですとか、2階以上浸水の頻度、確率頻度、このようなものについても提供する仕組みをつくってございますので、これらについてもまとめさせていただいたところでございます。

それから、24ページ以降ですけれども、環境についてもしっかり目標を設定して、対策を進めて、その改善の状況、順応的に管理をしっかりやっていこうということについても、改めて取りまとめをさせていただきました。

基本的なこういう考え方に基づいて、個別の河川の河川整備基本方針を変更していくというものでございます。

それでは、資料2に基づきまして、小委員会のほうで検討いただきました3河川、静岡を流れます狩野川、それから京都・兵庫を流れます由良川、愛媛県を流れます肱川、この3河川につきまして説明をさせていただければと思います。

まず、狩野川から説明をさせていただきます。3ページをお願いいたします。

狩野川ですが、河口の平野部には沼津市が位置してございまして、北のほうから富士山麓を流れてくる支川、それから伊豆半島のほうから流れる本川、これが途中で合流して、最終的にはこの平野を形成しているという河川でございます。

主だった洪水は4ページにございますが、昭和33年、台風の名前に河川の名前がつくというのは非常に珍しいのですが、狩野川台風という台風がございまして、甚大な被害を及ぼしたものでございます。その後、平成16年、平成19年あるいは令和元年、令和3年等に

も洪水の被害が発生してございます。

5 ページでございますが、この河川は、昭和33年の狩野川台風の前に、昭和23年にアイオン台風というものがございまして、途中、本川から海へ直接排水する狩野川放水路が整備をされてございます。実はこの整備の過程で狩野川台風がございまして、規模を上げて、この放水路自体は昭和40年に完成してございます。

ちょっとページを飛ばしていただきまして、7 ページでございますが、支川の柿田川というのは、湧水を水源とする全国的にも珍しい河川でございまして、年間を通じて水量・水質等も安定してございますし、あるいは地域の水道の水源等にもなっている河川でござい

ます。

8 ページでございますが、ちょっと専門的なところで、後ほど小池先生からもフォローいただきますけれども、現在の基本高水の計画は4,000 m³/sというピーク流量でござい

ます。これは、実質、狩野川台風で流れた実績の流量に基づき設定されているものでござい

ますが、狩野川の確率規模、目標とする安全度の規模は100分の1ということでござい

まして、その計画となる雨量を算出いたしまして、降雨量の変化倍率、気候変動による変化を1.1倍して、目標の雨量を設定して、流量を算定してございます。

その結果、おおむね4,557 m³/sということで、4,600 m³/s程度になるということ

でございまして、その他、いろいろな気候変動のアンサンブルの計算結果ですとか、そのよ

うなものを見ましても、おおむねその辺りにあるのが妥当であると考えまして、4,600 m³

/sを基本高水の流量と設定してございます。

それから、9 ページ以降、計画高水流量、いわゆる河道にどのような流量を流すのか、貯留をした結果、どのような河道配分にするのかということにつきまして検討したもののイメージでござい

ますけれども、下流部は、後ほど御説明しますが、12 ページになりますが、狩野川の真横に市街地が形成されてござい

ます。このような観点から、これ以上拡張することは非常に難しいということござい

まして、特に下流部の氾濫しやすく拡散しやすい、この被害ポテンシャルを下げるということが最大の目標だということ

でござい

ます。

11 ページ、ちょっと戻っていただきまして、支川によっては貯留施設が造れるようなところも考えられますので、そのようなことも考えながら、支川のほうで、あるいは本川でも、貯留施設が造れるようなところが考えられるということで、このようなことも考えながら、最終的には、13 ページになりますけれども、先ほど申し上げました狩野川の放水路で、どれぐらい途中から水を抜くことができるのか、このようなことも考えましたところ、今現在、

2,000 m³/sなんですけれども、さらにそれを3,400 m³/sまでは技術的に増強できるのではないかと。分派できるのではないかとというようなことを考えまして、最終的には、15ページになりますが、最上流の基準点でございます大仁の地点、現在4,000 m³/sのところを4,600 m³/s、これは基本高水、計画高水、一緒なんですけれども、にした上で、放水路で3,400 m³/s、現在2,000 m³/sから3,400 m³/sに増強して、上流で洪水を抜くと。その結果、本川には、もともと2,000 m³/sだったものが1,500 m³/sと、流量を減らした形になりますけれども、余分に上流のほうで抜いた結果、支川等でも一部貯留していただきながら、黒瀬という最下流のところの流量を変えずに、増大する降雨量を、支川からの降雨量の増大の分をここでも飲むというようなことで計画をつくらせていただいたものでございます。これを放水路分派のところの地点、あるいは上流の地点で示したものが左の図になっているわけでございます。

それから、流域対策、流域治水の考え方を取り入れた流域での対策について、簡単に御説明をさせていただければと思います。16ページでございますが、流域の清水町等におきましても、立地適正化計画を防災指針も位置づけて策定してございますし、現在、その他の自治体につきましても、立地適正化計画を作成すべく、検討が進められているということでございます。

また、令和元年のときも、本川の被害はなかったんですけれども、内水の被害が非常に激しいということで、勉強会等を開催して、土地利用規制の在り方なんかも含めて、検討が進められているところでございます。

17ページでございますが、田んぼダムあるいはため池の自然放流などにつきましても、検討が進められてございます。

ページ飛ばしていただきまして、19ページでございます。この河川につきましては、現在、流水の正常な機能の維持、いわゆる維持流量等の設定がされてございませんが、今回この検討の中で、魚類の産卵の場に必要流量として、新たに設定させていただいてございます。

その他、20ページ、現地にいろいろ、この検討に当たって、地域の御意見を伺いました。調整池の指導ですとか、あるいは耕作地の放棄地の考え方等についても御意見を伺って、今回の計画を策定させていただいたところでございます。

続きまして、21ページから、由良川水系の説明をさせていただきます。

この由良川は、中流に福知山あるいは綾部という福知山盆地が広がっているんですけれ

ども、河口部が非常に狭いということで、中流部の盆地に水がたまりやすいと。逆の言い方をすると、このたまりやすい地形が平野をつくったということをごさいますして、23ページになりますけれども、近年、平成16年、平成25年、平成26年、平成29年と度重なる被害が発生しているところをごさいますして、緊急的な治水対策が進められてまいりました。

治水対策が非常に難しいということをごさいますして、24ページをごさいますますが、輪中堤等を活用して整備が、下流の無堤部の対策として進められてきてごさいます。

26ページをごさいますますが、この河川では、オオサンショウウオあるいはサケの遡上・産卵の確認もされている河川をごさいます。

27ページをごさいますますが、先ほどの狩野川と同様に、こちらでも検討を進めた結果、現在の基本高水の流量は6,500 m³/sなんですけれども、1.1倍の雨量を勘案した結果、約7,700 m³/sにするのが妥当だということをごさいます。

28ページをごさいますますが、これまでもこの地域では、先ほど申し上げましたように、輪中堤等の対策を進めてきたところをごさいますして、土地利用一体型の水防災事業をこれ以降も進めてまいりたいということをごさいますますが、これまで整備した経緯等もごさいますので、その影響を最小化して、河道の配分流量を定めてまいりたいということで、河道、再移転のない範囲で一部広げることができるということで、河道の配分流量についても増強してまいりたいということをごさいます。

次、30ページをごさいますますが、一部、狭窄部のところで拡幅するようなことも今後考えてまいりたいということをごさいますして、これまでの、移転していただいた水防災対策事業等を進めたところに影響のない範囲で進めてまいりたいということをごさいます。

それから、31ページ、この地域では河道の一部でいろいろな利用もされてごさいますので、そのようなことについても検討させていただきました。

それから、上流部等につきましては、32ページなんですけれども、現在でも管理しているダムをごさいますして、このようなものの活用、これは治水に使っているダムもごさいますますが、それ以外のいろいろなダムもごさいますし、あるいは、中流地域で新たに遊水地等がでないかというようなことも考えさせていただきました。

その結果といたしまして、33ページになりますけれども、トータルの基本高水流量を6,500 m³/sから7,700 m³/sに引き上げるんですが、洪水調節の分担を900 m³/sから1,000 m³/sに引き上げて、その結果として、河道としてもトータルの増量の分の大部分を河道が引き受けていただくような形で考えられないかということをごさいます。

34ページでございますが、この地域では、内水被害が中流部の平地で発生してございまして、そのようなエリアでは、いわゆる総合的な治水対策というか、総合内水と呼んでございまして、いわゆるハード対策として実施するもの、それからソフト対策として様々な対策を組み合わせ、総合的な安全度の向上を進める対策を計画いたしまして、令和2年にはこのような対策が完成しているところでございます。

それから、36ページでございますが、環境面につきましても、歴史的な由緒ある明智藪と呼ばれる河畔林がありました。ワンドの創出等、生態系のネットワークにつきましてもしっかり取り組んでまいりたいということでございます。

37ページでございますが、流水の正常な機能の維持ということで、この河川につきましても、現基本方針では、正常流量、維持流量、設定されてございませんが、先ほど環境のところでも申し上げましたように、サケの産卵があるということで、その必要な流量として新たに設定させていただきました。

40ページから、次の肱川について御説明させていただければと思います。

肱川も、先ほどの由良川と似たような地形をしてございまして、中流に大洲、あるいは上流のほうに西予、この2つの盆地がございまして、その間は溪谷がつながっておりまして、最後の瀬戸内海に出ます長浜地区も、中流と同様のV字溪谷が形成されて、そのまま洪水が溪谷のまま海に出ていくような形状をしてございます。

この結果、41ページでございますが、中流のこの盆地部で、やはり由良川と同様に、氾濫しやすいということで、古くは昭和20年の枕崎台風ですけれども、平成30年の7月豪雨のときにこの地域で大規模な浸水があったのは記憶に新しいところかと思いますが、流域で3,000戸を上回る浸水被害が発生したというところでございます。

42ページでございますが、これまでもこの地域では、上流のダム群の整備、それから下流部では宅地のかさ上げ等の、いわゆる水防災事業を実施してきた河川でございます。

43ページでございますが、例えばということで、下流の五郎地区というところですけれども、宅地のかさ上げをして、堤防の整備では住みかが潰れてしまうということで、宅地のかさ上げによって安全度の向上を図ってまいっております。

飛ばしていただきまして、47ページでございます。現在の基本高水の流量は6,300 m³/sなんですけれども、気候変動を踏まえて設定した流量は7,500 m³/sということで、これも先ほど来、同様でございますが、気候変動の影響1.1倍を加味して設定したものでございます。

49ページでございます。この地域も河道配分流量の決定に当たっては、先ほど来御説明しているような、景観ですとか、あるいは公園利用、それからこれまでの事業の実施の状況ですね、これらを踏まえて河道の配分流量を考える必要があるということで、49ページは、まず城下町辺りの景観あるいは利用の観点から、それから50ページのところは、下流部を代表させて御説明させていただいてございますが、これまで実施してきた宅地のかさ上げ等の事業化、こういう観点から、なかなか現行以上に河道を広げるのは厳しいなというところでございます。

それから、51ページにつきましては、既存ダムの最大活用ということでございまして、現在、山鳥坂ダムを整備させていただいているところでございます。

それから、52ページ、新たな遊水地あるいは既存ダム等を活用いたしまして、さらなる洪水調節の可能性を追求いたしました。

その結果といたしまして、53ページになりますが、河道の配分流量は変えられないんですけれども、新たな遊水地等の整備を行う、既存のダムあるいは建設中のダムで洪水調節を行って、7,500 m³/sのうち2,800 m³/sになりますけれども、これを調節することができるという結果になってございます。

54ページになりますけれども、流域治水の取組状況でございまして、平成30年7月の豪雨を受けまして、防災教育ですとかタイムラインの作成等、逃げ遅れゼロを目指した取組なんかにつきましても取組が進められてございます。

それから、55ページですけれども、令和5年4月1日には、流域治水の対策を強化するために、特定都市河川に都谷川を指定いたしまして、今後、この地域の土地利用の在り方、対策の在り方についても検討するための流域水害対策計画等を策定いたしまして、取組を進めてまいりたいと考えてございます。

肱川につきましては以上でございます。

【小池分科会長】 それでは、先ほど申し上げましたが、河川整備基本方針検討小委員会の委員長といたしまして、続きまして、小委員会での審議過程及びその結果を御説明いたします。

資料5を主に使って御説明したいと思いますが、最初に、今、森本課長からの御紹介の一番最初にありました資料1、リビングドキュメントというのがありますが、この部分について一つ追加で御説明したいことがございます。実は前回の分科会でも議論になった件ですが、流域治水として考えるべき重要なことであると思いますので、再度お話をさせていただきます。

きたいと思います。資料1の7ページを御覧いただけますでしょうか。

先ほど森本課長からお話がありましたが、新しい改定方針の棒グラフの上にあります緑色の部分は、河川管理者が直接河川区域でやる治水ではなくて、市町、都道府県あるいは企業、いろいろなコミュニティの方々との協力の上で水害対策をやるという部分となります。

河川計画では計画の雨を決めて、計画の洪水流量を決めて、そのうち川にはどれだけ流すかということを決めていくわけですが、それを上回る豪雨が降る可能性が十分にあるという想定の下に、この緑色の部分が必要ということになり、流域治水という枠組みが打ち出されました。

下のブルーの部分は河道への配分流量となりますが、これは河道整備の原則からいきまして、下流から徐々に上流に向かって整備が必要で、長い年月がかかるわけでございます。しかし、この緑色の部分は地域の協力を得て、すぐにでも取り組むことができます。

そうしますと、その先の10ページを御覧いただけますでしょうか。10ページの左側が、今から議論する河川計画が基本方針のレベルで出来上がったときの図です。ところが、その緑色の部分を先にすぐやりますと、右側のグレーの部分で示される河川整備途上の段階に上乘せできて、実質上河川整備を加速化できます。

この関係をぜひ皆さん意識いただいて、河川法の下で河川管理者が河川区域でやることを表す基本方針に、この緑色の部分をどう書くかが私どもの一番苦勞するところであり、流域治水を前に進める一番の要でございます。基本方針小委員会ではこれをリビングドキュメントという形でまとめておりますが、一例一例、それを積み重ねながら、この部分をいかに実現するかということを議論しております。

今日はその中で、今回は8番目、9番目、10番目の河川になりますが、10河川の積み重ねの結果であるということをお確認いただければと思います。

それでは、資料5に入らせていただきますが、1ページを御覧いただきますと、今、森本課長から御紹介のあった3河川の審議過程があります。この3河川のうちの由良川と肱川は、先ほど図でもございましたが、盆地と狭窄部と呼ばれる溪谷が幾つも連なって串団子のようになっている川でございます。盆地には市町が広がっています。その下流に狭窄部がありますから、洪水が流れにくいわけで、盆地であふれます。こういう性質の川でございます。

実はもう一本の狩野川は地形・地質的な由来は違っており、南にあった島が大陸プレートに乗って動いてきて、日本列島にぶつかって伊豆半島ができ、そこに富士山が爆発して、下

流部が溶岩泥流で塞がれてしまい、下流部が狭窄部となって、移動してきた島の北側、つまり狭窄部の上流側の低地の部分が盆地と同じような地形となっています。従いましてこの3河川は、期せずして、治水上、同じような地形を構成しております。そういうところを私もはどういうふうに理解して流域治水としての計画を立てるかということで、包括的に小委員会の中では考えさせていただきました。

今、森本課長からお話があったように、狩野川は昭和33年に過去最大の、またとてつもなく大きな災害を経験しました。それで、当時の日本の可能な限りの力を入れて、途中で盆地から水を抜くという狩野川放水路が建設されました。こういう地形のところでは特効薬と言ってもよいと思います。ほかのところはなかなかこのような河川整備はできませんが、狩野川は盆地のような地形部と海が距離的に近かったので、そこを放水路トンネルで抜くという大工事、いわば大手術をやって、治水安全度の飛躍的な向上につながりました。

そのほかの2つはそれができませんので、下流の狭窄部を広げられたら本当はいいのですが、なかなか広げられない中で、住まい方をどういうふうにするかということで、長年、大変苦勞されてきたところでございます。以上が、今回の3河川を見渡しての説明でございます。

それでは3ページに入らせていただきまして、狩野川のポイントをご説明いたします。一番最初に書かれていることは、実は私が委員長として、また専門家として、随分固執したところでございます。先ほども言いましたが、昭和33年の狩野川台風は猛烈な雨をもたらし、確率的に求められる計画降雨を1.1倍して求める今回の12時間の計画降雨よりも多いです。要するに、雨の量だけで見ますと、過去最大よりも低い計画を立てざるを得ないという川になります。

ところが、委員の皆様お分かりのように、雨は量だけではなくて、洪水ピーク流量は降雨の時空間のパターンで決まります。先ほど御紹介がありましたように、今回採択したパターンは、比較的シャープな、短い時間に集中する雨でございますので、それがつくり出すピークは、狩野川台風のときに流れた流量よりも大きなものになります。

そういう形で、計画の基本の洪水は狩野川台風を上回るものではございますが、狩野川台風の雨が今回計画で採用した時空間分布で降ってもおかしくないわけです。したがって、先ほど言いました緑色の部分、この部分を河川管理者が河川区域で行う治水と併せて進めないと、狩野川台風と同じような災害が起きないとも限らないということを小委員会の中でも議論させていただき、それがちゃんと記録に残るような形で資料に入れていただきまし

た。

それから2つ目は、先ほど来申し上げています放水路です。放水路は、途中で抜くわけですから、これをぐいっと増やせば、オールマイティと言ってもいいくらいなんです。ところが、現在、2,000 m³/sという水をトンネルで抜いているのですが、それを3,400 m³/sまで増やすという計画です。3,400 m³/sの水が流れるトンネルというのはどういうものか、なかなか想像しにくいものです。本当に技術的にそんなものを維持できるんだろうかという疑問もわかります。いろいろな工法とかいろいろな対策が考えられ、昭和30年代に比べて技術力は大きく伸びておりますので、実現可能であろうということでこの計画を立てるわけですが、その計画立案のプロセスを、6ページにありますように、3段階のステップで考えました。

これは先ほど森本課長が説明されたとおりなのですが、下流で合流する黄瀬川は富士山の泥流でできた川ですので、この支川で貯留するということはほとんど無理です。したがって、黄瀬川で降った雨がそのまま流れてきますので、その水を飲むだけの本川の拡幅が必要なのですが、下流の沼津周辺では河川にびっしりと都市が張りついて発達していますので、拡幅等によって河川の洪水流量を増やすということは難しいのです。また、途中で入ってくる大場川と来光川では、先ほど図でも示していただきましたように、新幹線を使って通勤される方が増えて、都市化が進んでおります。そこで、土地利用を市町の皆さんと協力しながら、都市化をコントロールしていただきながら、水を支川でためるということを念頭に、この支川から本川へ合流する流量を増やさないことにする必要があります。要するに、1.1倍で雨が增えるので、本川への合流量を増やさないということは、そのままにしますとあふれます。ですが、そうならないように、支川流域で貯めるということを計画上、基本方針の中に盛り込むということにしております。

このように考えた上で、下流の基準点である黒瀬の流量を現状と同じ3,600 m³/sにするには、放水路直下流の基準点の壩之上の流量を500 m³/s下げる必要があります。そうすることで、放水路での分派流量を2,000 m³/sから3,400 m³/sへ増加させる必要があります。このようにして、7ページにあります現行と変更後の流量配分図というのができました。

これが狩野川の議論の要でございました。

2水系目の由良川ですが、9ページを御覧ください。森本課長から説明いただきましたが、ここは過去、次々と災害を受けてきておりまして、災害復旧の緊急プロジェクトがずっと進

められてきたところでございます。河川を歩きますと、住宅の周りを堤防で囲むというのか、本堤をそこまで持ってきたというのか、少し表現の難しい河川づくりが行われ、住宅地を守り、かつ、その住宅地のかさ上げが行われています。また、河川と道路が協力して道路のかさ上げも進められております。

また、本川の水位が上がりますと内水がはけませんので、国と府と市が協力して、内水を排除するプロジェクトが実施されています。流域治水の典型的な取組がすでに進められてきており、治水安全度の向上に努められてきました。ですから、緑色の部分は、ここはある程度乗っかっていると言ってもおかしくないところでございます。

その中で、流量の増加をどう考えるかということで、河道を広げられればよいということで、いろいろなところを検討いただいて、9ページ、10ページにも、先ほどお示しいたきました、狭窄部において山を切る可能性が見いだされ、この17キロ地点の狭窄部を開きます。

開きますと、上流にあります福知山市の洪水が楽になりますが、その分、下流にしわ寄せがいくわけですが、その下流の流下もちゃんと確保できるということが確認され、こういう狭窄部を開くという手法をここでは取りました。

そのほか、ここでは線状降水帯が発生しやすいというようなこともあります。それから、さらにそれを上回る洪水の増加に関しましては、上流でためるということをするわけですが、既存のダムとか遊水地とか、こういうことをこれから上流でお願いしていかないといけない。

9ページにございますが、福知山市長と面談をさせていただきました。こういう機会は必ず持たせていただくようにしておりまして、ここでは、先ほど言いましたように、流域治水を先行してやっている大変先進的な市であると思いますし、市長をはじめ、市の職員の皆さんがそういうことをきちんと認識されて、組織としても対応できているということで、感銘を受けました。

ただ、私自身が感じたのは、福知山市としては大変素晴らしいことをやっておられますが、今後、上流で貯留を進めていかなきゃいけないとすると、上下流の連携というものをぜひともさらに一層進めていただきたいということは申し上げております。

次に、肱川でございます。

肱川も、由良川と全く同じような地形でございます。同じような苦勞をずっと続けてきたところでございます。ここは、御存じのように、西日本水害で大きな災害が発生しました。

ダムの異常洪水時防災操作時に、逃げ遅れで犠牲者が出ました。そういうところでどういう治水を考えるかということで、いろいろ検討いたしました。河道でもたせるということが非常に難しい河川でございます。辛うじて、大洲というのが一番中心地でございますが、その下流の河道掘削をすることによって、河道で流せる流量を少し増やせるというところにとどまっております。

そういうことから考えますと、ここでは貯留効果を一層増やすということを計画の中に盛り込まざるを得ません。これは大洲市長とお話をさせていただいたときにも申し上げましたが、大洲というのは、今の市長は元教育長でもいらっしゃって、いろいろな教育文化的なことをお進めになっておられて、大変感銘を受けておりますが、そういう御経験を基に、文化としての治水である流域治水というものをぜひお進めいただきたい。それに当たっては、上下流の交流ということも、由良川と同様でございますが、ぜひお進めいただきたいということは申し上げました。

ここでは、先ほど森本課長からお話がありましたが、大洲に特定都市河川の指定がなされて、いろいろな協議が始まっております。先ほどの図にあったところがまさに西日本水害のときに湛水被害を被ったわけですけれども、そういう記憶に新しい中で、どういうまちづくりをするかが課題です。ここは四国の西部の経済の中心地でございますので、そこをどう守っていくかということ、地元の皆様と国、県がいろいろ協議しながら進めているということでございます。

そういう議論を踏まえて、先ほど森本課長から御紹介のあった3つの基本方針の改定案がまとめられたところでございます。

私からの報告は以上でございます。

それでは、ただいまの事務局並びに小委員会の委員長としての私からの説明及び報告につきまして、委員の皆様から御意見・御質問などをいただきたいと思っております。

その前に、本日は関係する府県の方にも御出席いただいておりますので、最初に、静岡県交通基盤部河川砂防局長、望月様より御発言をお願いいたします。

なお、本日はたくさんの委員に出席していただいておりますが、30分程度の審議をしたいと思いますので、皆様それぞれ簡潔をお願いいたします。

【静岡県知事（代理）】 静岡県でございます。静岡県交通基盤部河川砂防局長の望月です。よろしく願いいたします。

本日は、狩野川水系の河川整備基本方針の変更につきまして御審議をいただき、誠にあり

がとうございます。

本県では、昨年9月の台風15号、また、今年6月の台風2号等、線状降水帯の発生によります記録的な豪雨に見舞われ、気候変動に伴う雨の降り方が新たなステージに入ったと身をもって実感したところであり、改めて流域治水の推進の重要性を痛感しているところでございます。

狩野川水系の河川整備につきましては、県といたしましても、国や流域市町と連携しまして、引き続き治水安全度の向上や豊かな河川環境の保全・創出を進めてまいり所存でございます。今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

静岡県からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。

次に、京都府建設交通部技監でいらっしゃいます林様、御発言をお願いいたします。

【京都府知事（代理）】 京都府建設交通部技監の林でございます。よろしくお願い致します。これまで2回にわたる小委員会での審議、また、本日の分科会での審議ということで、大変感謝申し上げたいと思います。

それから、近年の気候変動、こういったことを踏まえました基本方針の変更につきましては、由良川水系全体の治水安全度のさらなる向上につながりますので、京都府にとりましても大変重要なことであると考えているところでございます。

また、本方針の変更後につきましては、早期の効果を発現させるためにも、切れ目なく河川整備計画の変更に着手いただきたいと思っておりますし、また、具体的な河川整備メニューの検討に当たりましては、地域住民の意見をしっかりと聴いていただきながら、引き続き流域の自治体との密な情報共有をお願いしたいと思っております。

最後に、京都府といたしましても、府民の安心・安全のために、地元、それから国、流域自治体などと連携しながら、流域治水の取組ですとか河川整備の推進に努めていきたいと考えておりますので、引き続き皆様に御指導いただければと思います。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。

続きまして、兵庫県技監でいらっしゃいます新井田様、御発言をお願いいたします。

【兵庫県知事（代理）】 兵庫県、齋藤知事の代理で出席させていただいております技監の新井田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、由良川水系の河川整備基本方針の変更につきまして御審議をいただき、誠にあり

がとうございます。本県としましては、今回の基本方針の変更案に特に異存はございません。今後も引き続き国、関係自治体と連携して流域治水の取組を推進し、県民の安全・安心の確保に努めてまいりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。

続きまして、愛媛県土木部長、中川様に御発言をお願いいたします。

【愛媛県知事（代理）】 愛媛県土木部長の中川でございます。本日は委員の皆様、肱川水系に係る河川整備基本方針の変更につきまして御審議いただきまして、ありがとうございます。

愛媛県では、県政の最重要課題に防災・減災を位置づけておりまして、これまで取り組んできたところでございます。とりわけ肱川につきましては、平成30年の西日本豪雨で甚大な被害を受けた地域でございます。おおよそ5年経過しておりますが、その間、我々も堤防整備を10年前倒しで進めているところでございますが、こういう状況でございますので、地域住民の皆様は安心・安全にお過ごしいただくためにも、今後、ますますの取組が必要だと思っております。引き続きまして委員の皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【小池分科会長】 ありがとうございます。

それでは、委員の方々から、御意見・御質問・御発言をお願いしたいと思います。冒頭に事務局から説明がありましたとおり、ウェブ参加で発言を希望される委員の皆様は、挙手機能によりお知らせください。それでは、お願いいたします。

沖委員、お願いいたします。

【沖委員】 ありがとうございます。大変よく分かる御説明で、納得いたしました。

特に今回、河道整備ができるところは頑張ると。しかも、できるところで拡幅あるいは浚渫する場合に、生態系との調和あるいは新たな環境の創出を行うというか、例えば資料2で言いますと18ページのところとか、あるいは31ページでしょうか、こういうところで、そういうところに言及があるのは非常によろしいなと思えました。

ただ、私はやはり河川整備、治水としては、河道の整備というのは非常に重要であると考えます。ただ、小池分科会長がおっしゃったとおり、河道整備は時間がかかるのでということをおっしゃいました。そのとおりだと思いますが、流域治水のきっかけとなっている気候変動によって、平均的に1.5度あるいは2度上がると想定されるのは、2100年の話な

ので、まだ80年近くあるわけです。

80年後は、日本の人口は半分に減ると想定されております。極端な推計ですと、3分の1になります。そのときでも果たして今のように住宅地が両岸の堤防に張りついているのかということ、あるいは、むしろ積極的に誘導してそういう危険な場所からもっと安全なところに、2世代ありますから、移っていただくという可能性も十分に考えられます。そのためには、区域指定を考えると、何か新しい制度で、100年かけて、より安全な流域治水を実現するといったことを、やはり河川区域を適切に設定しないと怒られるという話もございまして、きちんとそういうことをやって、長期的に考える視点も、この後、入っていくといいかなと考えます。

この3水系に関しましてはもちろん今回の御提案のとおりで結構と思いますけれども、次回以降、ぜひそういう視点も入れていただければいいんじゃないかなと思えました。ありがとうございます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。大変重要な視点だと思います。

今、手を挙げていただいている石田委員、よろしくお願ひいたします。

すみません、一通りというか、ある人数の委員の意見を伺ってから、事務局にお答えいただくことがありましたらお答えいただきたいと思っておりますので、まず先に数名の委員の御意見を承りたいと思っております。

石田委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

【石田委員】 丁寧に説明していただきまして、ありがとうございます。また、本当に短期間の中で精力的かつ精密な議論をしていただきまして、改めて感謝申し上げます。

その上で、希望というか、お願ひもありまして、何点か申し上げさせていただきたいと思っております。

説明の中でもございましたように、流域治水というのは総力戦だと思います。河道整備も、ダムも、調節池も、緑のまちづくりも、あるいはいろいろなソフト対策も含めて、総力戦でやっていくべきだと思っております。そのことが今回も反映されているんですけども、もうちょっとその総力戦の必要性というのを強調しないと駄目なんじゃないのかなと思えました。

と申しますのも、まだダム不要論とか緑で十分論みたいなことをおっしゃる人もおられますので、それはそうじゃないのではないかということの認識をもうちょっと強く言ってもいいのかなと思えました。

その上で、今、沖先生が、まだ時間があるからちゃんとやっつけていこうよという認識を示されましたけれども、時間があるようでないので、その総力戦をさらに加速していくことが非常に求められると思います。

その観点から、この前の通常国会で強靱化基本法が策定されましたことは非常に重要でありますので、計画策定だけじゃなくて、実際の整備に向けて、さらに加速していただければと思います。

ただ、ちょっとだけ気になったのは、そういうことの認識を示すために、防災・減災を主流とするまちづくり、社会ということが資料1の冒頭にありますけれども、もう少し表現を工夫していただければですね。防災・減災を主流とするのは重要なんですが、それだけではないわけで、下手すると、目的手段勘違いということにも陥る可能性がありますので、ちょっと表現を工夫していただければと思います。

少し長くなりますけど、そういう意味で、今、中村先生とも一緒にグリーンインフラの基本方針を決めるということをしてございまして、グリーンインフラも範囲を広める、仲間を増やすということの重要性で、今回の流域治水の考え方とも非常に共通することがありますので、ぜひ連携させていただければと思いますし、連携の具体例として、まちづくりとの関係で申し上げますと、空き家対策を含めて、グリーンインフラ化をすることによって、貯留機能をどう高めるかみたいな議論もしているのですが、そのためには、今、固定資産税の特例措置がある空き家ですね、古い家があったほうが評価額が随分少なくなります。特例的に認められているのでありますけれども、なかなか空き家を撤去できない、グリーンインフラ化もしていかないということがありますので、そういうことも含めて、連携の輪を広げるということの一例として、申し上げました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。

一旦ここで区切らせていただきまして、事務局のほうから今の沖委員、石田委員のコメントに何かございましたら、どうぞお願いします。

【河川計画課長】 ありがとうございます。この2度の世界は、残念ながらそんなに時間がなくて、多分2040～50年ぐらいには2度は既に来てしまっていて、あと80年すると、もしかするとそれより上がってしまう、あるいはもうちょっと上がる、そんな世界が待っているのかなと思いつつながら、我々、この計画をつくってございます。

ただ、先生おっしゃるように、我々、この基本方針の計画は、本当に100年とか、まだ

期間を定めたものではございません。実際、整備は、次、河川整備計画をつくる過程の中で具体的なことを考えていくわけですが、まさに今回の由良川、肱川みたいなところは、堤防の整備もしている一方で、多くのところで宅地のかさ上げだとか、そのようなことをもって堤防の整備と代えているようなところもございます。

そういうときに、まさに地域に選択を迫るようなところもちょっとございますが、場所によっては、かさ上げの代わりに、場合によっては都市の空き家に移っていかれるようなことも実は聞いていまして、そういう整備を具体的に進める中で、集約化あるいは住まい方の改善、このようなことも長期的な観点から進めていかせていただきたいと思います。と思っています。

石田先生からも同様のお話だと思いますけれども、整備の計画をつくる過程、あるいは具体の事業の進め方において、そのような観点も取り入れながら進めてまいりたいと考えてございます。ありがとうございます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。

ほかにかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

楓委員、お願いいたします。

【楓委員】 ありがとうございます。狩野川、由良川、肱川の流域は観光地として活用されています。狩野川は中伊豆の温泉地から沼津にかけて、由良川は福知山から宮津、舞鶴ですね。肱川は、大洲はお城に1泊55万円で泊まるという、インバウンドのお客様向けに大キャンペーンを張っていらっしゃいます。そういった意味で、この基本方針の本文の新旧対照表というところで、例えば狩野川でしたら40番、それから由良川ですと53番、それから肱川ですと59番には、避難情報も含めて情報提供に関して、観光に限らず滞在者、それから外国人の滞在者向けに情報がきちんと行き渡るように配慮するといった一文を入れていただければと思っております。

以上でございます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。大変重要な御指摘、ありがとうございます。

田中委員、お願いいたします。

【田中委員】 田中でございます。御説明、大変ありがとうございました。

小池分科会長に御説明いただいたように、河川工学の専門の先生方が知恵を絞って考え抜いてくださった計画で、既存のダムや施設も有効にしながら対策を強化しているということ、今こそ正確に全ての人に知ってもらわなければいけないのではないかということ

を改めて実感しました。

国にも自治体にも守ってもらいながら、自分たちでも自らを守るのが流域治水です。公的な治水対策が推進される中に、自分たちも参画し、また、一人一人がどんな協力ができるのか、参加ができるのかということの具体例を出していけると良いと思っております。

総合的に見ると流域なんですけども、自分のエリアが上流か中流か下流なのかということの現状把握とリスク想定との共有、また、それぞれの役割を理解しておくことが大切です。例えば中流に住む人は中流だけよければいいということではなくて、上流下流の方々と互いに支え合って役割があるということも、様々なプロジェクトで協議・推進されているよい事例もあると思いますので、これからの想定に向けて、準備がなされるべきであって、みんな考えていかなければならないところです。同時に、少し先進的に、今の10の事例もいただきましたが、かつて鶴見川を見学させていただきました際、流域の連携によって、氾濫や洪水が起きなかった事例も伺いました。これまでは公的なところが推進したところが中心で、先ほどの住み方を変えとか、個人の財産等に関係するところは難しい点もありますが、平時のこの段階からいろいろ情報共有がされるとよいなと思いました。

もう1点は、先ほど石田先生から、ダムについてお話がありましたけれども、ダムから緊急放流がなされて、その後、どういうふうな水害対策が取られたか、その辺りは、なかなか市民に分かりづらいところもあります。ダムがどう使われて機能していて、また、内水氾濫には直接的には関係しないにしても、やはりダムの機能によって、市街地を流れる狩野川の水位が下がったとか、内水氾濫を防ぐ効果もあったなど、具体的に伝わるとよいです。現在はYouTubeなどSNSでも解説動画等も幾つか出ていたりもしますけれども、さらにポイントを絞った、何か関連するニュースや報道番組で話題が高まった際に、情報に触れられるような、提供の仕方がなされると効果的ではないかと思いました。よろしく願いいたします。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。

事務局のほうから、いかがでしょう。

【河川計画課長】 ありがとうございます。今、多くの河川で、川まちづくりということで、これは川のよさを取り入れた観光面だとか利用面だとかに配慮して、まちづくりと一緒に川を生かしていこうという施策を進めさせていただいてございます。

肱川なんかは本当に典型的で、古い小京都の町並みと、川辺と、それからお城、それから

その背景にある臥龍山荘みたいなものもありまして、一体となって観光としての価値も上げようとしています。

これから、コロナ禍から回復して、外国人の観光客の方とか、いろいろな方々が入ってきますので、そういう方々にもしっかりリスクを届けられるようにしないといけないということで、例えばですけれども、今、ハザードマップの改定などもして、これは住民向けなのですが、地域を入れれば文字情報が出るといった改善もさせていただいています。それは今の翻訳機能を使うと、そのまま英語で読み上げることもできるし、あるいは英語で翻訳することもできる。いろいろな方々に情報を届けられるようにという工夫を、少しずついろいろな形で進めさせていただいていると思います。

これはまさに、その後、田中委員からもお話がございました、情報の共有化、リスクの共有化みたいなところとしても非常に重要だと思ってございます。ダムの操作情報等、あるいは施設の操作情報が我々のリスク情報と非常に結びついていて、施設がどういう操作をしているのか、あるいは、これがどう操作しようとしているのかによってそのリスクも変わってきますので、そういう情報、実は洪水予報という形でリアルタイムの情報も出しているわけですけれども、その操作情報、何でそうなっているかということも併せて、しっかり地域に届けていきたいと思ってございます。

ハザードマップあるいは浸水想定区域と言われる土地の情報と、こういう緊急時の情報を両方、適宜タイムリーに地域にお届けをして、平時のときから緊急時のときまで、しっかり皆さんでリスクを共有して、1人ずつ、いろいろなことができる、少しでも前に向かって進んでいけるように、情報提供も進めてまいりたいと思います。

これが、先ほど石田先生からもお話がございました、本当に総力戦でこの流域治水に取り組んでいく真髓だなと思ってございますので、できるだけ情報のオープン化、提供の迅速化、それから、それを活用して、実は違う人たちが情報を届けてくれるみたいなことも含めて、施策を拡充してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。

ほかに御意見・御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

3件の水系の議論をさせていただきました。今、4人の委員の方から貴重な御意見をいただきました。総力戦というのがまさに当たると思います。石田委員からお話がありました、防災・減災の主流化がゴールというよりは一言で言うと、一人一人のウェルビーイングをどういうふう達成していくかということに多分なるんだろうと思いますが、そこに防災・減

災がどういうふうに貢献するかというような上位の目標があつて、私たちが今取り組んでいることがきちんと位置づけられることが多分必要なんだと思います。石田委員からそういう御発言だつたと思いますが、その観点で考えると、沖委員から最初にお話のあつた、長期を見据えるということも非常に重要なことで、合意を形成しながら、喫緊に取り組まなければいけないことと、長期的なパースペクティブ、見通しの中で考えることを、私ども、認識しながら進めていくことが大事ということを改めて理解させていただきました。

それから、観光地、観光客の問題は、昨今のITの進歩は本当に助かっておりまして、そういうツールをうまく使いながら、これは日本人の方もそうなんですけど、初めてそこを訪れた方が安全に過ごせることを私どもが担保するということは非常に大事だと思いますので、そういうことを基本方針の中に恐らく書けるとと思いますので、先ほどから楓委員から御指摘がありましたように、それはぜひ、基本方針に書くということは、その後の整備計画に反映されるということですので、ここに何を私どもが盛り込めるかは非常に大事なんですね。河川管理者が河川区域だけでやれることを超えたことをどういう形で書けるかが非常に重要なところだと思いますので、ぜひ進めていきたいと思います。

田中委員から最後にあつたことは、森本課長は行政担当者なので、まだ申し上げられないのかもしれませんが、実は今、流域治水の自分ごと化というような議論を進めて、もうすぐまとまるところです。まさに田中委員がお話しになつたようなことを、ぜひ一人一人のレベルから、市町・企業のレベル、都道府県・国のレベルという形で、全部それを自分ごと化していこうというような取組をまとめて、これから展開しようとしているところでございます。また公表できる段階になったら公表して、この分科会でもぜひ議論させていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議論、皆さん出していただいたようですので、ただいまの御審議を踏まえて、皆様にお諮りしたいと思います。河川整備基本方針本文の語句の修正、先ほどの観光地のこともございますし、幾つか御指摘いただいたことを含めてですが、語句の修正等につきましては私に御一任いただくこととし、狩野川水系、由良川水系及び肱川水系に係る河川整備基本方針の変更については、当分科会としては、適当と認めることとしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

ここで、関係府県の方々は、審議事項終了のため、御退席されます。どうも本当にありが

とうございました。

それでは、次の審議事項に移らせていただきたいと思います。「河川法第4条第1項の一級河川の指定等について」でございます。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

【水政課長】 水政課長の江口と申します。よろしくをお願いいたします。

審議事項の2つ目、一級河川の指定等について、御説明をさせていただきます。資料6-1に沿って、御説明をさせていただきます。

資料6-1の1ページ目をお開きください。河川の管理区分につきましては、国土保全上の重要度などに応じて、国土交通大臣が管理する一級河川、そして都道府県知事、政令指定都市の長が管理する二級河川、そして市町村長が管理する準用河川に区分されております。なお、一番下でございますが、河川法の適用を受けない普通河川につきましては、市町村長が公共物として管理をしております。

本日、御審議いただきますのは、国土保全上または国民経済上、特に重要な一級河川の指定になります。

2ページにお進みください。一級河川の指定につきましては、河川法第4条第1項の規定に基づきまして、国土交通大臣が行うこととされており、その際に、同条の第3項に、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならないと規定されております。このため、本日の河川分科会におきまして御意見をお聞きするものであります。

3ページにお進みください。一級河川の指定の考え方につきましては、平成24年の河川分科会で御了解いただいております。黄色で着色をしておりますが、一級水系に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間を指定することとしております。具体的には、1に記載のとおり、河川の氾濫によりその流域の市街地等に被害が発生するなど、整備の必要がある区間、その他、2番、3番、4番に掲げるものを指定しております。

また、※の1番でございますが、こちらに記載のとおり、既に指定済みの区間におきましては、流路の変更や一体として管理する区間の変更といった事情がある場合には、上流端や下流端の変更を行っております。

4ページにお進みください。本日御意見をお聞きする一級河川の指定は、①、②、③、④に記載のとおり、延べ4水系5つの河川となります。新たに指定を行う河川が1つ、具体的には②の阿武隈川水系阿由里川。既に指定済みの河川の区間を変更する河川が4つ、具体的

には①、③、④となります。次のページ以降で個別に御説明をさせていただきます。

5ページにお進みください。まず、北海道夕張市の石狩川水系カネオペツ川、白金川になります。

6ページにお進みください。右側の青枠で表示をしておりますカネオペツ川と白金川は、ペンケモユーパロ川、夕張川を経由して、石狩川へ合流する一級河川であります。これらの河川につきましては、中ほどにあります夕張シューパロダムの工事の施行に合わせて、当初想定していた影響区間につきましては、既に平成4年に一級河川に指定をさせていただいております。その後、ダムの計画変更により堤体の高さが当初計画よりも高くなり、この影響によって河川の区間が長くなったことから、今回、カネオペツ川、白金川の必要区間について、一級河川の指定を行うものです。

続きまして、8ページにお進みください。福島県西白河郡矢吹町の阿武隈川水系阿由里川になります。

9ページにお進みいただきたいと思えます。右の青枠で表示する阿由里川は、阿武隈川へ合流する準用河川です。阿由里川では、平成23年、令和元年と台風により浸水被害が発生したことから、洪水被害を防止するため、令和6年度より阿由里川の改修を含む広域河川改修事業に着手することとしております。このため、現在、準用河川である阿由里川の必要区間について、新たに一級河川の指定を行うものです。

続きまして、11ページにお進みください。栃木県鹿沼市の利根川水系小藪川になります。

12ページにお進みください。右側の青枠で表示します小藪川は、思川へ合流する一級河川でございます。小藪川では浸水被害を繰り返してきたことから、平成25年より、浸水被害を軽減するため、調節池整備工事を上流端付近で実施しております。この工事が令和4年度に完成いたしました。このため、小藪川の上流部分の変更に伴って、必要区間について一級河川の指定の変更を行うものです。

続きまして、14ページをお願いいたします。福岡県小郡市の筑後川水系法司川になります。

15ページにお進みください。右側の青枠で表示いたします法司川は、宝満川を経由して筑後川へ合流する一級河川でございます。法司川では、中ほどに赤い線にあるとおり、九州縦貫自動車道の小郡鳥栖南スマートインターチェンジの整備に伴って、令和2年度より法司川の上流端周辺での付替工事を実施しておりました。この付替工事が令和4年度に完了して、上流部分が変更となりましたので、一級河川の指定の変更を行うものです。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【小池分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見・御質問などございましたら、どうぞ御発言をお願いいたします。

沖委員、どうぞ。

【沖委員】 ありがとうございます。本件につきましては、よく分かります。国の技術力または財政力により対策を講じる必要のある河川ということだと思imasるので、よろしいかと思いますが、先ほどの整備基本方針の変更のときに、石田委員あるいは森本課長から、間に合わないという話がありました。

日本の109水系1万4,000河川ある中で、二級水系は7,000だそうです。準用河川は1万4,000。合計で3万5,000もの河川が認識されている中で、4割が特に重要な水系あるいは河川かというところはやや疑問です。もし本当に治水が間に合わないということであれば、今回のこういうところ、非常に手をつけようというところでよろしいんですけれども、やはり一級水系あるいは一級河川の数を絞って、本当に特に重要なところについて相対的に早めに守りを固めるということを少し考えられたほうがよろしいのではないかという気がいたします。旧河川、昭和の河川法以来、徐々に増えてきた水系の数、そして河川について、やはり社会の変化、これからの変化を見越して、見直していただいて、きちんと危機感をお持ちであれば、あるからこそ、ぜひ集中的にやるという選択肢も検討していただければと存じます。

全国のバランスのとれた発展というのも非常に重要なわけですが、それに加えて、「特に重要な」という、この言葉の重みをぜひお考えいただいてもよろしいんじゃないかと思imasるので、一言申し上げました。

以上です。

【小池分科会長】 事務局から何かございますか。

【水政課長】 先生の御指摘は、理解をしているつもりです。3ページに一級河川の指定の考え方を表記させていただいておりますけども、特に1番になると思うのですが、この指定という行為自体は、整備の必要がある区間ということで、それと連動して指定をしていくわけですから、整備をしていくしていかないというのは、全体の事業の進捗管理もありますので、そことよく連携して、きちんとやっていきたいと思imasしております。

指定の考え方の中では、そういう形でございます。

【小池分科会長】 なかなか行政的に御発言しにくいテーマだと思います。法律といいますか、日本の河川は、明治の河川法の時も、内務大臣が河川指定をしました。それから昭和39年の新河川法の中でも、当時は建設大臣が河川指定をするという、大臣の指定事項として扱われております。

その中で、新河川法の中では一級水系と、一級水系、それから一級水系の中での直轄区間、それから二級水系、準用河川という区別になって、かつ、一級水系に対しても、表の上ではもっと幅が広いんですけど、現在では200年、150年、100年という3段階の計画規模で考えていることにしています。

沖委員の今の御発言は、それ全体を、現状、それからこれからの人口動態も含めた状況を見て、足していただけじゃなくて、見直すことも必要ではないかという御指摘で、そのとおりであると思います。これはなかなか難しいことだと思うんですね。一級河川の直轄区間になっているところを外すとか、それから200年のところを100年にするとか、これ、実際には難しいところですが、それを難しいので避けて通るというわけにはいかないと思うんですね。

だから、やっぱり実態、これから変化を見ながら、そういうことは流域治水という新しい治水への変換もしているわけですので、そういうことも視野に置いて考えなさいという御意見だと承りましたが、よろしいですか。

【沖委員】 整備基本方針が出たときに、地元は喜ぶわけですね。そういうふうに整備してもらえるんだと。そうすると、200年に一度、あるいは100年に一度の洪水に対しても安全になるんだと。ところが、それが実際は利根川や淀川ですらまだ完全にはそうした目標に対応した整備はできていない。地方に行けば場合によっては非常に時間がかかるという状況で、国が予算を順番に回して行って、できるまで、いつまで待たされるんだろうというところは、ある意味では、取り方によっては期待外れに受け止められる可能性もあるのではないのでしょうか。全部やるんだと宣言してやるのが、私たちにとって本当にいいのでしょうか。リソースが限られている中で、2050年までにどこまでできるのか、2100年にはどんな治水体系ができていくのかという見通しなしに、目標だけ掲げるといのが、果たして、期待を裏切ることにならないか、心配に思います。

できる限りのことを皆さんがされているというのはよく存じ上げているつもりですけども、財政的にも、あるいは組織的にも、人間的にも大きな制限があるわけです。例えばこの整備方針を変えるのにも、すべての一級水系について対応が終わるまで、まだあと五、六

年はかかるわけです。それは、これだけの数の水系を抱えてやっているからで、これがもし例えば20しかなければ、あともう一、二年で終わって、じゃあ、方針に沿って計画を立てて流域治水をどんどん進めるぞってできるわけなんです。現実的には20にまでは落とせないのはわかります。たとえば、特急電車が止まっていた駅に急に特急が止まらなくはできないので、超特急をつくるとかするようなやり方しかないかなという気はいたしますし、実際、そうなっているようにも思いますけれども、そのところをもう少し、今の形だと、このまま国に任せておけば大丈夫だと思われるのは、少し見直したほうがいいんじゃないかなと思いました。そういうことでございます。

【小池分科会長】 御意見は承りましたということにしたいと思います。

ほかに御意見・御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御発言は尽きたようでございますので、ただいま御審議いただきました河川法第4条第1項の一級河川の指定等については、当分科会として、適当と認めることとしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。それでは、そのようにいたします。

次の審議事項は「北海道、福島県、東京都及び岐阜県における津波浸水想定の設定・変更について」でございます。

まず、事務局から御報告お願いいたします。

【海岸室長】 海岸室長をしています吉岡と申します。よろしくお願ひいたします。資料7-1を基に説明をさせていただきます。

まず、1ページを御覧いただければと思います。今回御審議いただきます津波浸水想定の設定に係る根拠法となる津波防災地域づくりに関する法律の概要でございます。この法律は、東日本大震災を踏まえて、将来起こり得る津波災害の防止、それから軽減を目的として、ハード・ソフト合わせて多重的な防災をしていこうということで進められた法律でございます。

国土交通大臣が基本方針を作成し、それに基づいて、都道府県知事が津波浸水想定を設定あるいは公表という形になっています。それに基づいて、市町村による推進計画、そしてまちづくりや住まい方の工夫、警戒避難体制の構築など、ハード・ソフトの対策を進めていくと。こういう法律の体系になっています。

次の2ページ目を御覧いただきます。津波防災地域づくり法に基づく警戒避難体制の整

備までの流れを示しています。まず第6条ということで、基礎調査を行いまして、その後、最大クラスの津波の断層モデルを都道府県において設定されます。このモデルの設定に当たっては、国の中央防災会議等で示されたようなモデルを活用されているということでございます。

それに基づいて、津波浸水シミュレーションを行って、浸水の範囲だとか深さ、こういったものを表示した津波浸水想定を設定していただくということになっています。この設定に当たっては、国土交通大臣に報告するとともに、併せて社会資本整備審議会の意見を聴くということになっておりまして、今回、御審議をいただくということになっております。

この浸水想定区域を活用しまして、その後、津波災害警戒区域を設定するなど、引き続き必要な警戒避難体制を整備していただくという流れになっています。

3ページを御覧いただきます。現状の津波浸水想定の設定状況でございます。津波浸水想定につきましては、東京都の区部を除いて設定済みとなっております。今回の審議対象は、新たな設定が東京の島嶼地域、それから北海道の2件、そして変更が北海道、福島県、岐阜県の3件、合計5件ということになっております。

それでは、次の4ページ目以降から、具体的な説明をさせていただきます。

まずは、東京の島嶼沿岸地域でございます。5ページを御覧いただければ、その対象となる地域でございます。大島町、それから三宅村、八丈町、小笠原村などになっております。

6ページを御覧いただければと思います。東京島嶼地域の津波浸水想定を作成するに当たっては、この地域に影響が大きいと思われる過去の、1677年、延宝房総沖地震津波だとか、それから元禄関東地震津波ですとか、こういったものと、内閣府が策定いたしました南海トラフの巨大地震モデル検討会で設定された、こういったような津波断層モデルを活用されています。

シミュレーションに当たっての計算条件等につきましては、国土交通省が出しております手引に基づいて設定がなされております。左下の図にありますとおり、最大クラスの津波がどの津波で来るかということ、シミュレーションの結果、プロットいたしまして、最大のものを採用するという形になりますし、右の主な計算条件ということで、潮位については、朔望平均満潮位ということで、安全側といいますか、危険側に設定し、それで最大津波を設定するというような形を取らせていただいているということでございます。

7ページ目にその結果を示しております。これは1つの事例でございますが、式根島の例が図面についておりますが、浸水想定面積は約12平方キロメートル。そして浸水想定区

域内には、新島村と小笠原村の役場も含まれている、このような結果が示されております。

また、海岸線での津波高は、新島村ですね、式根島になりますけども、最大津波28メートルというものが14分で到達する。そして27メートルの浸水が想定される、このような結果になっています。

下の表に、それぞれの島嶼地域における最大津波高と浸水面積を示してあるとおりでございます。

続きまして、8ページ目以降が、北海道オホーツク海沿岸の設定でございます。

9ページ目を御覧ください。北海道につきましては、日本海沿岸と太平洋沿岸については既に設定済みでございます。今回は、オホーツク海沿岸における津波を新たに設定するものでございます。

10ページ目を御覧ください。北海道オホーツク海沿岸では、北海道が設置された有識者委員会において、網走沖、それから紋別沖という断層モデルを設定されております。それに加えて、内閣府が公表した日本海溝・千島海溝モデルを活用されています。シミュレーションの計算条件等につきましては、先ほどの東京都と同じように、国交省の手引を基に策定されているという状況でございます。

11ページ目、結果でございます。浸水想定面積は合計で49平方キロメートルということになっています。今回、オホーツク海沿岸につきましては、浸水想定区域内に市町村の役場はないという結果になっております。また、海岸線で津波高が最大になるのは雄武町沿岸となりますが、最大津波が32分で到達し、そして最大で10メートルの浸水という結果が出ております。一覧が下の表についてあるとおりでございます。

それから、その次が、変更の案件でございます。

まず最初、北海道の太平洋沿岸ということでございますが、13ページ目を御覧ください。今回、オホーツク海沿岸の新たなモデルによる設定を行ったところでございますが、この津波が、知床の岬を回り込んで、羅臼町の一部に回り込んで影響を及ぼすということで、その影響の範囲を検討したところ、令和3年7月に設定いたしました太平洋沿岸の津波浸水想定津波高を上回ったということでございますので、この一部についての変更を羅臼町のみで行っているということでございまして、浸水面積が若干増えているというような結果になっているということでございます。その変更でございます。

次は14ページでございます。福島県の変更でございますが、15ページ目を御覧ください。福島県では、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの公表が令和2年4月にありま

したので、それを基に、県内全域の浸水想定の見直し・変更を行ったところでございます。また、復旧・復興事業が進捗しております。この結果、既存の津波浸水想定と比較して、浸水面積が若干減少できるというような成果、効果もございましたので、それを反映した変更という形になっています。その結果、変更前に比べて、若干、浸水面積が、今度は減っているというような結果が出ているという状況でございます。

最後に、16ページ目、岐阜県でございます。岐阜県は海なし県でございますけれども、17ページでございますが、木曾川、長良川、揖斐川の三川を津波が遡上するという、河川を遡上するような津波の影響というものがある、それで津波浸水想定というのがあったわけでございますけれども、その後、堤防の耐震性能評価だとか、それから水門・樋門の耐震化工事が進んだことを受けて、改めて津波浸水想定をシミュレーションし直した結果、今回は河道の中だけで収まるだろうという結果になって、浸水範囲が大きく減少したというような形での結果が示されており、これの変更をさせていただくということになっています。

以上、簡単でございますが、説明をさせていただきました。よろしく願いいたします。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御意見・御質問などございましたら、どうぞお願いいたします。いかがでしょうか。

中村太士委員、お願いいたします。

【中村委員】 ありがとうございます。ちょっと私、知らないのを教えていただきたいんですけど、今回のお話、説明いただいた内容は、浸水想定議論であって、聞きたいのは、例えばこういった津波が、今、最後のほうであったように、河川内を遡上するわけですよね。そういった現象を考慮して、例えばここには水門か堤防のことがちょっと書いてあるんですが、例えばハイウォーターレベルを再検討するとか、もしくは河川の断面を再検討するとか、そういうことはやっているのでしょうか。それとも、それと津波とは別の話として切り離しているのでしょうか。そこを教えてください。

【小池分科会長】 事務局、いかがでしょうか。

【海岸室長】 津波浸水想定を策定する際には、当然ながらその影響を検討・考慮しているということでございますが、河川の整備から来るときには、河川の整備の際には、高潮もそうですし、河口部というのはそういった影響を踏まえて整備・検討がされていますので、その検討、今の整備水準なり計画に反映されていけば、それが津波浸水想定にも反映されている分は反映するというような形になっています。

【中村委員】 ということは、今、既に日本で津波想定範囲が示されている場所においては、この想定範囲内における河川の構造とか河川整備の方針というのは、津波が来たときの遡上のことも含めた形で整備されていると考えてよろしいですね。

【海岸室長】 津波浸水想定は、最大クラスの津波に対する浸水想定になっていますので、津波に対するというよりは、さらにそれよりも低い、いわゆるL1と言われている100年に1回レベルで来る津波に対する防御ということでハード整備が進められておりますので、それに基づいて現状評価をし、そしてそれがどういうふうに、このL2と言われる津波が来たときに、最大クラスが来たときに、影響があるかということを考えてということになりますので、今回、岐阜県の場合は、それ以外の要因も含めて、うまく収まったということなんだろうと思っておりますが、そういうことだと理解しております。

【中村委員】 ありがとうございます。

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。

私の理解を整理するために、L1に関しては、随分前に検討して、津波と高潮、両方見ることにしたと思います。日本の場合、かなりの部分が高潮で決まるということになっていたと思います。

それで、L2に関して、それが浸水想定でどういうふうに河川に影響するか、つまり河川で津波が遡上したときに影響があるということは考慮されているのですかというご質問だと思います。

【海岸室長】 我々の作った手引き上でも、河川に遡上する影響は考慮しようということになっています。説明はされていないかもしれませんが、入っているということです。

【小池分科会長】 中村委員、お分かりでしょうか、以上のような状況ですけども。

【中村委員】 L1を考慮した形で今の河道設計がなされていて、L2について、それがどうなるかということは、今回の検討みたいなものをして分かるという、そういう理解ですか。

【海岸室長】 そうですね、浸水想定、これまで公表されたものの中には含まれているということで。

【中村委員】 ありがとうございます。分かりました。

【局長】 堤防の評価においてはL2地震動を考慮して、堤防が沈下しないかどうか評価していたかと思えます。

【小池分科会長】 今、地震の揺れで堤防がどういうふうに影響を受けるかについては、

どういう状況かを確認しようという話が出ています。

中村委員、少しお待ちください。佐藤委員、お願いいたします。

【佐藤委員】 今の議論については、高知は実はそうなのですが、揺れによって河川堤防が壊れて、それで浸水が始まるということも想定の上でL2の浸水想定はつくられているので、今の御指摘は、一応考慮はされているということだと思います。

私の質問というかコメントは、北海道太平洋岸で、ちょっと回り込むから変えますという、13ページですかね、ありましたけど、今回はこれでいいと思うんですが、私の印象は、この程度で変えないかなのかなという感じがしております。

今回、これは、新たな想定が前の想定を超えたから変えるということですが、実際に起きた津波が最大浸水想定を超えちゃうことだって十分考えられるわけです。津波というか、地震はかなり個々のイベントの特性が変わりますので、断層が東から割れるか西から割れるかとかで、局所的には津波の高さはかなり変動するので、むしろ最大浸水想定を少しでも超えたらあかんというようなことはないという理解をきちんと伝えることのほうが大事じゃないかなと思います。

以上です。

【小池分科会長】 まず、事務局のほう、いかがですか。

【海岸室長】 貴重な御意見をいただきましたので、また検討させていただければと思います。

【小池分科会長】 佐藤委員、お話のとおりだと思います。趣旨はやっぱり、それがあれば、それを超えることはないというような情報にならないようにしなければなりません。実はそこには振れ幅があるんだというようなことを地域の方々にはちゃんとお伝えしつつ、こういうような変更もすべきであるという御指摘だと思いますが、ぜひ事務局のほうで検討していただきたいと思います。

佐藤委員、そういうことでよろしいでしょうか。

【佐藤委員】 はい、結構です。ありがとうございます。

【小池分科会長】 ほかにいかがでございましょうか。よろしいですか。

御発言がないようですので、ただいま御審議いただきました北海道、福島県、東京都及び岐阜県における津波浸水想定の設定及び変更につきましては、当分科会は、適当と認めるということとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小池分科会長】 どうもありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

ただいま審議事項3件させていただきました。各委員からいただきました御意見はいずれも貴重なものがございますので、今後、事務局において十分検討して、施策に反映していただきたいと思っております。

なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により、分科会の議決は、社会資本整備審議会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができることとされておりますので、本日の審議事項につきましては、後日、会長の承認を得て審議会の議決としたと思います。

それでは最後に、報告事項に移らせていただきます。

本日の報告事項は1件、「河川敷地の更なる民間活用について」でございます。

それでは、事務局から御報告お願いいたします。

【水政課長】 御報告させていただきます。資料8をお手元にお願いいたします。

1ページをお開きいただきたいと思っております。このページには、これまで取り組んでまいりました、いわゆる河川空間のオープン化の概要について記載しております。上段のブルーの箱を御覧いただきたいと思っております。河川敷地の占用主体につきましては、原則として公共性・公益性を有する者としておりますが、平成23年に占用許可準則を改正いたしまして、一定の要件を満たす場合には、営業活動を行う民間事業者に対しても河川敷地の利用を可能としております。これを、我々、河川空間のオープン化と呼んでおります。

その後ですけれども、平成28年には、民間事業者が安定的な営業活動を行えるよう、準則を改正いたしまして、占用の期間を3年から10年以内という形に延ばしております。

1ページの右下には実績を記載しておりますが、平成23年度の7件を起点として、その後、着実に活用実績を伸ばしております。令和4年度は116件となっております。

2ページに参りますが、2ページにつきましては、実際の活用事例の一部を記載しております。

以上が、これまでの振り返りでございました。

3ページに参ります。ここからが新しいお話となるのですが、実は今年の春に、複数の民間事業者に御意見を伺って意見交換をする機会を持つことができました。その中で、例えば占用期間が長ければ、1年当たりの投資回収費用が小さくなるので、参入意欲につながるですとか、建物を建てる場合には、やはり15年程度の投資回収期間が必要となるですとか、また、デベロッパーが間に入ったほうがオープン化に参入しやすいといったような、様々な

御意見をいただきました。

そこで、いただいた御意見を参考にして、3ページに記載のとおり、河川敷地のさらなる規制緩和、R I V A S I T E と称する社会実験を本年5月から開始いたしております。

3ページの下段の②に記載しておりますが、占有者による河川管理施設の整備ですとか、占有区域外の清掃ですとか除草を行うことを条件といたしまして、上段の①のポイント、3つ記載しておりますが、1つ目としては、占有期間につきましては、10年の占有期間満了後に、新たな占有者の公募を経ることなく、占有主体としての適切性を審査した上で、さらに最大10年までの占有期間の更新を保証することといたしました。

2番でございますが、占有の形式につきまして、民間事業者に対してもエリア一体型の占有を可能とするようにいたしました。

3つ目でございますが、自ら施設を使用するだけではなく、使用契約を結んだ事業者に施設を利用させることができるようにいたしました。これによって、占有者において、より幅広い事業運営が可能になると考えております。

最後、4ページに参りますが、この社会実験に関連する相談窓口を国土交通省に開設しております。それと、④でございますが、国管理の一級河川につきましては、民間事業者による河川敷地の活用が可能と想定される箇所を抽出いたしましたポテンシャルリストも公開しております。

今後につきましては、この社会実験、R I V A S I T E の結果を踏まえまして、将来的には有用な制度改正に向けた検討を進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

【小池分科会長】 ありがとうございます。

それでは、今の御説明、河川敷地利用のさらなる規制緩和ですが、この御説明につきまして、皆様から御意見・御質問等ございましたら、どうぞ御発言をお願いいたします。

【佐々木委員】 では、お願いいたします。

【小池分科会長】 佐々木委員、どうぞ。

【佐々木委員】 御説明ありがとうございます。これはこれで非常に活性化してすてきな取組だなと思う一方で、今日ずっとお話がありました、川にまたそうやって人がたくさん来る、そしてまた開発されるとなると、事業者には、生態系の維持といったような観点で必要な取組などの指針も入ってくるのでしょうか。

【水政課長】 お答えいたします。これからいろいろなケースが想定されると思います

が、この規制緩和の一環としてやっている民間事業者による占用というのは、例えばオープンカフェとか、ああいったものをイメージしていただいて、我々としては、生態系に影響を及ぼすような規模だとか、その範囲での占用というのは今のところ念頭に置いていなくて、今後、もちろん検討の必要性があれば、そういうこともちゃんと検討していくのかなと理解しております。

【小池分科会長】 佐々木委員、よろしいですか。

非常に重要な指摘だと思います。河川環境の保全というのは河川管理の目的になっておりますので、環境という中には、利用というものと、生態系、自然の保全というもの、両方入っておりますので、それが損なわれないどころか、上向きになるということを目指すことが肝要ですよ。その部分、ぜひこの試験をしていただく中で、今の御意見は非常に重要だと思いますので、どういう工夫をすれば、保全が阻害されることはもってのほかではございますが、もっとさらに進むというようなことも含めて、御検討いただくとよいかなと思います。

【水政課長】 佐々木委員と分科会長から御指摘いただいた点を念頭に置きながら、進めてまいりたいと思います。

【小池分科会長】 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。よろしいですか。

これは御報告でございますので、もしもないようでしたら、それでは、本日の河川分科会の議事は以上とさせていただきますと思います。

その他のことも含めて、ほかに皆様から御発言等ありましたら、どうぞお願いいたします。よろしいですか。

御発言がないようでございますので、最後に、本日の議事録の取扱いにつきまして申し上げます。本日の議事録は、内容について各委員の確認を得た後、発言者氏名を記載して、国土交通省ホームページにおいて、一般に公開することといたします。

それでは、進行を事務局にお返しします。

【総務課長】 小池分科会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。

次回分科会につきましては、後日、事務局より日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第65回河川分科会を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —